

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。5番、龍神議員から欠席届の提出があり、本日は欠席です。

報告します。監査委員から、例月出納検査及び令和2年度第2回随時監査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

7番、谷進介議員の質問を許します。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 発言の許可を得ましたので、通告にのっとり質問をいたします。

これは、提出分にはないんですが、東日本大震災10年目でありまして、改めまして、死者、行方不明者、関連死の方含め2万人余の方々に対して、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災に遭われた方に、改めてお見舞いを深く申し上げるところであります。

では、1点目は、前回に引き続き、小学校についてであります。

まずは、教育長にお聞きします。

昨年の12月議会で、小学校の統合の時期は複式学級が出現したそのときだとの答弁でした。

では、その複式学級とは、どのようなときに出現するのかお答えください。

また、その複式学級の出現時期について、令和2年度までの出生者数、昨今の情勢から、令和3年度以降の出生見込み等も踏まえ、どのように考えているのかお尋ねいたします。

また、小学校の新設には十数億円が見込まれると考えられ、国や県からの補助はそう多くないと聞くのですが、いかがでしょうか。

また、この件は町長にもお答えをいただきたいです。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） おはようございます。

それでは、谷議員の小学校についてのご質問にお答えいたします。

1番目のご質問、複式学級となる条件とはについてですが、公立の小・中学校の児童・生徒の1学級当たりの定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条に規定されています。

それによりますと、小学校では、2つの学年の児童で編制する学年は、1学級の児童数の条件が16人、第1学年の児童を含む学級にあっては8人となっています。

具体的には、仮に1年生が3人であった場合、2年生が6人以上いれば、第1学年と第2学年の合計児童数は9人以上となり、複式学級にはなりません。しかし、5人以下の場合は、合計人数が8人以下で複式学級になります。

また、その年はクリアしたとしても、この1年生が2年生になったときには、2年生が

3人ですので、3年生が14人以上なければ、2、3年生の合計が16人以下となるため、第2学年と第3学年が複式学級になります。このことから、1年生と2年生の合計が17人以上なければ、次年度は複式学級が出現することになります。

さらに、次年度の1年生が5人以下の場合は、1、2年生合わせて8人以下となり、第1学年と第2学年が複式学級になります。

このように、第1学年を除いて隣り合う学年の人数が16人以下の場合には、その学年が複式学級になります。1学年を含む場合は8人以下で複式学級になります。

2番目のご質問、複式学級出現の時期はについてでございますが、令和2年4月2日からの出生者数は、3月5日現在で22人でございます。ここで言う出生者数とは、調査した時点で住民登録されている人数とご理解ください。校区別では、松原小学校が9人、和田小学校区が13人となっています。

次に、平成31年4月2日から令和2年4月1日の間の出生者数は35人でした。校区別では、松原小学校区が14人、和田小学校区が21人となっています。

この先、現在の児童数で推移したと仮定して、先ほどの基準に当てはめて考えると、和田小学校については、極端なことがない限り、当分の間、複式学級が出現することはないということになります。

一方、松原小学校は、今年度生まれた児童が2年生になる令和10年度までは複式学級になることはありませんが、令和3年4月から令和4年4月1日の間の出生数が7人以下となった場合、令和11年度には、2年生が7人以下、3年生が9人で、合計児童数が16人以下となるため、第2学年、第3学年で複式学級となります。

したがって、最短で、令和11年度で複式学級が出現することになります。

このことから、令和3年4月2日から令和4年4月1日の間の出生数が非常に重要になると言えます。

長期的には、校区ごとの出生者数がおおむね10人以上で推移すれば、複式学級が出現する可能性は低くなると想定いたします。

3番目のご質問、小学校新設に対する国・県の補助はについてでございますが、まず、県の補助金については特に大きな補助金はありませんが、紀州材使用に対する補助金があります。ここでは、国の補助金に絞って答弁いたします。

国庫補助金の補助基準額については、学級数に応ずる必要面積が決まっており、学級数が多くなると基準面積が増加し、さらに特別支援学級を置く場合は、1学級につき面積が加算されます。建築単価は、1㎡当たりの基準額が決まっており、補助率は2分の1となっています。よって、基準面積に1㎡当たりの建築基準単価を乗じ、その額の2分の1が補助金となります。

さて、ご質問の小学校新築については、仮に12学級で特別支援学級を1学級置くとすると、基準面積は3,881㎡と168㎡の合計4,049㎡に建築基準単価201,400円を乗じ、その額の2分の1、すなわち4億7,734千円の補助金となります。ちなみ

に、屋内運動場の新設が必要ならば、1億2,146千円の補助金となります。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

谷議員の小学校についての3番目、小学校新設に対する国・県の補助はのご質問にお答えいたします。

私も、谷議員がおっしゃるように、学校新設には十数億円見込まれると考えます。それに対して、補助金については、先ほど教育長の答弁にあったように、多くはございません。

私は、12月議会で、「いずれは統合を考える時期がやってきます。両校の児童数・学年別児童数の推移を注視していきながら、統合の時期、課題などを教育長、教育委員や住民の皆様方の意見などをお聞きしながら考えていきたいと思っております」と答弁いたしました。校舎の新設、既存施設利用など、方針は決まっていますが、条件設定によっては十数億円で済まない費用が考えられることから、来るべきときへの備えは必要だと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 少し何点か質問をいたします。

ちょっと私の聞き間違いかどうか分かりませんが、教育長の答弁、2番目の複式学級の出現の後段辺りのところで、令和3年4月2日から令和4年4月1日の間の出生者数が7人以下となった場合、令和11年度には2年生が7人、3年生が9人、合計児童数が、僕10人で聞こえたんですけども、それは聞き間違い、言い間違い、16人で間違いありませんよね。もうそれはそれでよかったです。はい。

で、それで、補助については2分の1なんですね。僕は何かトータル的に、小学校を建てるに3分の1ぐらいしか出ないんじゃないかという漠然と根拠のない数字ですけども、そういうふうな頭の中にあったもので、2分の1というのは逆に驚いたんですが、ただ、これやと総費用が10億ぐらいの積算での半分、ご答弁の例によりますとですよ。だから外構工事がいいのか、その他いろんなものが含まれていないので、この額になるのかなと。そのあたりのものについては、補助等はないんですかというのが1点。

それと、これはちょっと意地悪い再質問になるかも知れませんが、何で12学級の積算なんですか。もろもろのこの今までの経緯からすると、6学級プラス1での積算が妥当ではないんですか。それか、やはり2学級のクラス替えができる小学校が必要なんだというふうに、教育課、教育長の中のお考えがあるので、1学年当たり2学級での積算になっているのかと。そのあたり、少しお答えいただきたいです。

それと、12月の答弁では、たとえそういう出現、全ての条件が成って統合という問題の折は、一朝一夕にはいかない、そういうふうにご答弁をいただきました。で、これは当然その費用の面もありますし、その他町長の答弁にもあった新設とか既存施設云々とか、

いろいろな条件があるからだと思いますが、中でも一番苦労されるのの一つとしては、保護者会の統合というか、保護者会のところが一番というか大きな問題になると思うんです。

なぜだと申しますと、これは幼保連携であるひまわりこども園、このときに私も議員なりたてでいろいろ勉強して、先進地の視察とか、そこでお聞きしたのは、とにかく保護者会の統合というか、一体化を図る、そごをなくしていく、行事であるとか、いろいろな行事なり協力体制のやり方が、もう全て保護者会で違ってきますので、その統合には大変お骨折りをしたと先進地の担当者の方はおっしゃってました。

当然我が美浜町でも、保育所が2つ、幼稚園が2つで4つの保護者会があって、いろいろな問題があったやに記憶してます。個々の保護者会の方から直接いろんなご相談も受けたことがあります。それはもうそれとして、でも、まあ今回は2つですので、大変かなと思います。そんな10年、20年、10年以上前の状況と今は保護者の方々のお考えが違ってきていると思うんですよね。ネットであるとかテレビであるとか、いわゆるモンスターパーアレンツというんですか、そういうふうに騒がれている事案もございます。

また、自分の経験をひけらかすようで何ですが、私が松洋中学校のPTAの会長を仰せつかったときにも、大変いろいろ苦労しました。先生方が一番苦労されたんだと思いますが、とにかく保護者の方からの要求等々が大変強くて、直接学校へ、先生方へというのではまだしも、例えば教育委員会へ、我々、今の私と同じような職業の方へと、いろんな方からいろんな方向で学校当局へ苦情というか、進言というか、そういうのがあって、先生方が大変苦労したのを目の当たりにしてきました。

で、今回、それからもう20年以上前の話ですね、私の長男が15歳ぐらいの頃です。それが20年も経つと、余計に保護者の方のいろんなタイプが違ってくると思います。だから、そのことで大変ご苦労されると思いますので、その辺も含めて12月に一朝一夕にいかないというふうにご答弁を賜ったと私は捉えているんですけども、そのような体制もあるので、今の答弁では、令和11年ですか、最短で。これよりは後になるんでしょうけれども、それなら、せめてその数年より前から、統合問題の検討会というのか、そんな変に名前をつけるとまたあれですけども、そんなふうな会というんですかね、リーダーとなられるような方とか、いろんな方、経験者とか地権者の方含めて、しっかり統合されるべき、そういう会なり検討するそういう体制を持つべきだと思うんですが、いかがですかというところと、それと、町長答弁最後のほうで、来るべきときの備えのお話されてました。これは私も言いたかったんです、今回ね。幸いにもというか、ふるさと納税、多額に頂きました。これの使い道の一つとして、この来るべきときのために、小学校の新設というか、まあまあ、このときのための基金なりを正式に整備を、そういう条例なりを整備して積み立てたらいかかというのを、今回提案がてらで質問、そのことに対するお考えをお聞きしたいです。これはもう両者の方お答えいただいて、お願いします。

大きく言いますと、つらつら述べましたんで、あれですけども、とにかく一朝一夕にいかないで、事前にいろんな形のいろんなシステムというんですか、そのような会なり、

それを立ち上げて、どうしてもこれはもう統合方針を避けられないというような状況が見えてくるときには、その事前に早く体制を打つべきではないかというところと、それと、その多額の費用、外構工事だとかいろんな設備を含めると、多分3分の2以上は持ち出しというか一般会計からというような形になろうかとも思いますが、そのあたりで基金の整備をしてはどうかと。その事前の会の中に、その保護者会の統合ということについても触れてお答えをいただきたい。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ただいまの谷議員のご質問にお答えします。

申し訳ございません、ちょっと発音が悪かったか分からないんですけども、16人でございます。

続きまして、この建築面積の件ですけれども、12学級かというお話でした。一応今の時点で、それぞれ6学級あります。それから、この先を見ましても、今年度は少ないんですけども、例えば前年度、先ほど申し上げましたように、35人となっております。ということは、ぎりぎり35人学級はこの先進行していくと思うんですけども、2学級という学年もあるという中で、取りあえず12学級ということで算定させていただきました。

ただ、単純計算にはいかないんですけども、12学級の基準面積が3,881平米ということですので、仮にこれ12で割りますと322平米、1学級当たりということになります。これも学級数によってそれぞれ割増しとかあったりするわけなんですけれども、この額の、ですから半分というふうに、6学級となった場合ですけれども、そういうことで、この先のことですので、きちんとしたところを出すわけにはいかないんですけども、考えていただければと思います。

ご承知のことかと思うんですけども、国の定める基準面積というのは最低基準でございます。今、学校の中ではいろんな指導方法の工夫改善とかいう形での取組がされてございます。ですから、多目的教室等々も必要になってくるわけですけれども、その辺は一切入っていないです。

それと、廊下の幅にしましても、これも最低の幅でございまして、それをちょっと余裕ある広さの廊下を設けようと思えば、その部分はもう補助対象外と、そういうことになりますので、実際この基準面積では、十分な学校建築には、充実した学校建築にはならないというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、私も谷議員がおっしゃいますように、この保護者会、いわゆる住民の皆さんの考えをどうまとめるかというのは、これは一番重要になってくるかと思えます。校舎建築に関しては、これも苦しいんですけども、予算さえ確保したらそれで進められるわけなんですけれども、やっぱり感情というもの、考えというのはそれだけではいけない。それはもう十分認識してございます。ですから、早い段階から準備をしてというのは同じように考えているところでございます。

そういうふうにご考えますと、この近隣町でも、例えば由良町は小学校の統合、印南町は

中学校の統合ということで進んでおります。そのお話を伺いますと、やっぱりもう住民のほうから、もうこの先を見たときに統合やと、そういう統合の機運が高くなってきてあると。逆に行政のほう住民の意見に後を押されるというか、そういう状況もあるんだという話をお聞きしました。

ということで、私も先ほどの答弁の中で、来年度の出生者数、これが非常に重要だというふうにお答えさせてもらったんですけども、この先の状況、本当に減る中で複式ということが目に見えてきたときには、そういう住民の皆さん方の統合に関する関心も高くなって、いろんな意見が出るかと思うんですけども、その動向も見ながら、必要であるという判断したときには、この議会の皆さん方のご意見も賜りながら、取組を進めていかなければならないというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

本当にご提言ありがとうございます。やっぱりなかなか補助等が少ない中で、新設、増設にかかわらず、まずは先立つもんがなかったら前へ進めないのではないかと考えます。

今後、やはりふるさと納税に力を入れて、基金なども考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと違和感のある答弁だったので、教育長のほうですけども、悪いとか、そういうことではなくて、あ、時代というか状況が変わったんだなということの違和感です。

三尾小学校と和田小学校が統合した折は、もう統合問題懇談会でしたか、私、そのメンバーにもなりました、参加しておりました。それはもう最初から統合ありきのような進め方に私は感じました、出てくる書類、資料、何にしても。とにかく経費の節減というか、そういう効率化の、そういう時代だったかも分かりません。ですから、住民の意見、住民のほうからというような、背中を押されて三尾小学校が和田小学校にということではなかったやに記憶をしておりますが、今のご答弁を聞いていると、ああ、もう教育委員会なり情勢が変わったんだなということで、少し違和感というか、ちょっと感じましたね。そうなると、あの二十何年前は何だったんだろうなというのもございます。

これもそのはっきり文書があるわけじゃないので、何とも言えませんが、3小学校が統合すると。その手前のこととして、三尾小学校は和田小学校に統合して、で、次は美浜町が1つの小学校にするんだと、この説明を聞いた記憶があります。でも、その後もいろんなことで、私が議員になって質問したときには、クラス替えのできる云々で平成25年度をめどにと時の教育長は答弁されましたが、それも二、三年後にはまた変わりましたので、最初それを言ったから、それをどうこうっていうんじゃないんです。

いずれにしても、そこの住民のためというか、児童、子どもたち第一で考えていただいているんなら、それで、そのときの担当というか、今でしたら教育委員会がねつかさどっていますので、そこで真剣な議論の下に出た結論であれば、それはそれで、私なんか門外漢というか、そういうものと違ったからといってどういうことはないんですが、とにかく真剣に児童、子どもたちのために第一に考えてくれているということを前提に考えて、今は答弁で大体そうなるんだろうなということではありますが、ただ1点、保護者会の統合も一番大事だとおっしゃっていましたが、仄聞に値するものなので、あれなんですけれども、日高郡の南のほうの学校では、お聞きしますと、すごい保護者がいると。いろんな指導をしようとしても、学業についての指導は聞くが、私生活、例えば例を言うと喫煙とか飲酒であるとか、そういう触法少女、脱法少年、そういう形の指導の話をすると、それは私生活の問題だと、学校で指導される案件ではないと、こういうふうな保護者もいるやに聞きます。

これは何というか、私、日高高校の卒業生でありまして、当時同級生が360人、卒業生はそれだけあったかどうか分かりませんが、八十数名が教師の職に就かれました。だから、郡内ほとんどですので、いろんなところからいろんな話をよくお聞きしましたので、今のことを、ちょっと大変な問題やなと思っているんですが、美浜町にはそのような保護者の方はいないとは思いますが、そのようなことを、学業以外の指導というのは、学校としてはできないんですか。そのあたりも、ちょっとこの際お聞きをしておきます。

それと、町長、来るべきに備えるようなお話でしたけれども、はっきり基金をつくると、そういうお話にはならないですか。ならないですかということですのでね、またお答えいただけたらと思いますが。いずれにしても、来るべき。

それと、もう一点、令和3年4月2日から令和4年4月1日の出生者数、もうでもほとんど決まっていますよね。決まっていますと言うと語弊ありますが、ほとんどとは申しません、今もう3月ですのでね。妊娠期間等々を考えれば、もう7割、8割ぐらいまでは出生者数というか、そのあたりは。当然教育課で分かるわけではないんですけれども、母子健康手帳というんですか、何かその発行であるとかすると、この4月2日以降に出生予定者数というのは結構出てくると思います。

それは、答えろとか、そういうことではないんですが、だから、もう今の時点で令和3年度の出生者数のことをあまだこう言うのは、もう遅過ぎますよね。これ、もっと以前に話ししないと。もう七、八割は、今から、この後からすぐ、4月、5月ぐらいまでですか、それはまた別の問題になっていきますけれども、そんなふうにして、とにかく少し後手に回っているような気がします。もっと早い時期から出生者というか、そういうことについては、町長もいろいろ取り組んではおられますが、そのあたりもちょっと残念なのかなという印象も述べて、取り留めのないような質問になりましたが、要はその保護者に対する指導について、どのあたりまでが学校の範疇というふうになっているのか。それと、繰り返しの質問はあまりよくないですが、米百俵の例えではありませんが、美浜町が託す

べき子どもたちの未来のために、しっかり基金つくっていただきたいというのを再度申し上げて、最後の質問にします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、その学校の指導の範疇はという、そういうご質問かと思えます。

私自身も中学校が振出しでございまして、当時でいうと、もう40年ほど前になるんですけども、やっぱり生徒指導の問題で夜中走り回ったというような記憶もございまして。その中でですけれども、以前と違いまして、今言われているのは、やっぱりどこまでが学校の業務の範疇なのかというのをきちんと区別、整理すべきじゃないかという流れというのは、これはもう全国的なというんですか、そういう話になってるかと思えます。

そこで、例えば生活指導面、特に犯罪に係るような事件を起こした子どもについては、やっぱり関係機関のところへもうきちんとして、当時は学校の中で教育的指導という名目の下で何とかということ、保護者の方にもお願いしながら取り組んだわけなんですけれども、それには限界があると。例えば虐待の問題にしてもそうですし、不登校の問題にしてもそうです。そのあたり、教師と子ども、学校での思いというのを切り捨てるといふわけには、これはもういかないんですけれども、そういうことにならない中で、できるだけ外部の機関に委ねて、専門的な指導をお願いしていこうというのが、今流れというふうになっているかと思えます。

ということで、なかなかその保護者の価値観というんですか、教育観というんですか、そこはやっぱり子どもの将来にとってどうですかという、そういう話は教員はしていると思うんですけれども、それを180度転換させるっていう、それについては、これ本当にもどかしいんですけれども、限界があるのではないかというふうに考えております。

本当にその犯罪性があるようなことであれば、即もうそれは学校の教師の範疇を外れると思うんですけれども、グレーというんですか、この境界線のところは本当にいろいろ話をしながら、ご理解をいただきながらというその努力を、学校としては続けているというところではないかというふうに考えます。

それで、先ほどいろんな外部の機関なりの援助をお願いするという中で、今、学校運営協議会というのが、もう設立するというのを、法律で義務づけられています。その中で、学校の運営、いろんなことに関しても、これは運営委員さんの守秘義務というものもあるんですけれども、学校だけで判断するんじゃなくて、いろんなご意見も伺いながら学校運営をしていこうじゃないかと、そういう動きもなっています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 再度お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、やはり基金は必要だと思っておりますので、前へ進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 本当に繰り返しの質問をして申し訳なかったです。

大変なご苦勞をして、子どもたちの指導、また保護者の方との対応をしていただけるんだなあというのを印象に持ちました。今後もひとつ、よろしくお願ひしますを言うのはよくありませんが、業務に邁進していただきたい。

で、2点目の質問にまいります。

2点目は、冒頭にも述べましたが、東日本大震災から10年を過ぎ、美浜町住民の安心・安全のために、改めて大規模災害発生時の体制について質問をしたいと思ひます。

実は、どうしてもこの10年目に当たり、かの地にたたずんで、自分自身、谷進介としてどう考えるかというのが味わいたく、実は3月の10日から行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点もございますので、公共交通機関は使わず、自家用車で、ほぼ自分だけで隔離された状態で現地に行ってまいりました。

宮古に入り、それから南下をして、やはり自分がライフワークのように行っている陸前高田市、今回公務を含めると8回目になります。慰霊祭の手前の時間ではありましたが、陸前高田のあの奇跡の一本松が立っている手前の、今は慰霊塔が建って、11日は大規模な慰霊祭がありますので、駐車場も入れませんでした。許可証がないと駄目だとか言われましたけれども、そんなこんなで気仙沼を通り、また戻ってまいりました。そのことはまた別の機会にお話しできればとは思ひますが。

で、10年前の当時は、大津波警報が発令されているにもかかわらず、我が美浜町では我々議会も含め大いに反省することが多々あり、今でも恥じている次第であります。内容の詳細についてはもう述べませんが。

さて、我が町では、津波に対しての一時避難場所についてはほぼ満足できる状況が見えてきていると考えて問題ないと思われまふ。その一時避難所における運用や安全管理はもちろんのこと、大規模災害時におけるあらゆる分野で美浜町消防団の方々が欠かせない存在であることに異論を挟む余地はありません。

そこで、消防団の構成や分団ごとの人員数、団員の方々の職業別の人員数をお聞きします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2項目、大規模災害発生時の体制について、1点目、美浜町消防団の構成はについてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、消防団は、火災現場の消火活動、防火啓発活動、水防活動、避難誘導や警戒など、重要かつ様々な役割を担ってもらっております。

また、大規模災害発生時には、あらゆる場面において、消防団員のご協力も必要になってくると考えています。

さて、現在、本町消防団は、美浜町長が任命した団長が団の事務を総括し、団員を指揮

して職務を遂行するほか、その補佐として副団長1名、また、3つの分団には分団長、副分団長が各1名ずつ、班長15名、団員76名、総勢99名で構成し、住民の安心・安全のため、日々地域防災活動に務めています。

次に、分団ごとの団員数でございますが、第1分団、5班44名、第2分団、4班30名、第3分団、6班25名となっています。

最後に、職業別人員数でございますが、毎年消防庁に提出しております美浜町消防団の組織概要の職業、構成別団員数に基づきお答えいたします。

まず、地方公務員でございますが、第1分団8名、第2分団11名、第3分団3名、合計22名で、美浜町役場職員です。

次に、農協職員につきましては、第1分団3名、第2分団で1名、合計4名となっております。

次に、日本郵政グループ職員は3名で、各分団1名ずつでございます。

最後に、その他69名、内訳といたしまして、被雇用者31名、農業者4名、漁業者8名、団体職員・役員が7名、自営業者18名などとなっております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） なぜこの質問をいたしましたかという、これもちゃんと質問に書いておくべきなのでしょうが、すみません。要は大規模発生時に、総勢、いわゆる役場職員の方が22名いらっしゃる。また、団体職員・役員など、このあたり、ちょっとどこがどうか分かりませんが、でも、いずれにしてもその大規模発災時に人的被害が全くないとしまして、消防団の方が現場、本当に主になってやっていただいでこそ、統率というか、当初から考えていた計画にあったような、例えば避難計画であるとか、その後の対応、避難所の運営であるとか、もちろんその前に負傷者の救護云々等々、全てが行くと思うんですね。

ですから、その計画のうち22名の方は、当然、その消防団のほうに行かれるのか、役場職員としての業務に、私の考えでは役場職員のほうになるんだろう。消防団のほうは22名の欠員が当初から想定される話だというふうな疑問がずっとあるんです。

ですから、この大規模のときには、ここが問題ではないかというのが一番、住民の安心・安全が守れるのかという、そこに寄与できるのかという、そういう心配、危惧がございまして、ここまで具体的数字を求めて質問した次第です。

当然、これ人的被害がないという前提でありますので、不幸にしてそういうこともありますと、22名とか2割強、これが3割、4割も消防団の方々とか、想定されている人員数が少なくなるという、少ない体制で後の運営をしていかなきゃならないというふうになると思いますので、そのあたりについて、じゃ、どうしろ、じゃ、こうしたらいいとか、名案とか解決策は持ってないんですよ、私も当然ね。たまさか今は地震・津波対策特別委員長を拝命しております関係でもありますので、大きな問題提起という、一緒に考えたい、一緒に解決策、その方向を向いたことをしたいというのもあって、今回質問した次第

です。

もちろん消防団員の方におかれましては、ご自身の生命、また家族、そのあたりが大事で、それを守って、その後に消防団活動をすればいいというふうなことは言われていると思いますが、でも、団員の方は違うと思うんですよね。全て犠牲にして、自分もそう、家族、家庭のことも置いて、その団の業務であるとか、そういうことをされると思うんですよ、現実この場に置かれては。そのような崇高な団員の方に余計に負担がかかるというふうなこともありまして、じゃ、質問をどうするんだということもあるんですけども、何かこういうことを考える体制というんですか、チームというんですか、そういうのをつくって、もちろん当然それは議会というか特別委員会としても入りたいですし、今は自主防災というのも大きな力というか、これが現実、自主防災の方と消防団員の方、これがもうメインだと思うんですよね。それをどう運営するかというか、そのバックに役場なり組の方という形が現実的なんだろうなと思いますが、そういうことも含めて、何か形づくるようなものをつくろうというような、考える機関ですよ。

とにかく、どう考えても2割、3割の方は欠員ができてるとというのが事実なので、そのあたりをどうお考えであるのかと、何かしら解決策を今後一緒に考えていきませんかという話ですけども、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

そのように考えていただいているのは大変ありがたいなと思っております。

ただ、職員22名ですけども、なかなか成り手不足といいますか、住民の方々にも、なかなか受けていただけないという状況もございます。やはり職員が住民の安心・安全となれば、職員がこういう活動もしていくのも必要であろうと思っております。

もちろんそういう大規模災害になりましたら、消防団員、また、同時に各自主防災会のご協力も本当に不可欠でございます。そのときの、どういう災害が起きるか分かりません。本当にこれからいろいろと、また職員、議員の皆様と相談して、きちんと決めていかないという、今朝方も大きな地震も揺っております。本当にいつ起こるか分からない状況でございますので、またいろいろとご指導いただければ、またご提言いただければと思っております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） この件に関しては、町長も私どもも考え方にそこがあるわけではないですし、今のご答弁でもそのとおりだと思います。

それで、2点目の冒頭に、11日には東北のかの地に行ってまいりましたというような話もしましたが、その何日も前からニュースでは、もうこの3・11の話ばかりなので、まちは復興というか、大規模工事をしたが、3割、4割も人口が戻らないであるとか、いろんな問題も出てました。ですから、事前にしっかり話し合う、町長の答弁にあったよう

な形が理想だと思しますので、それはそれで一緒になって進めていきたい。

で、もう一点、消防団員とかも、中にいてる方々ですけれど、直接お聞きしたわけではないとか、そんな話ではないんですが、こういう危険業務に長年従事をされている方には、本当に頭が下がる思いであります。また、そういう方には町の表彰規程であるとか、また国のほうでも叙勲の規程等々あると思いますが、人から聞く話で何なんですけれども、そういう叙勲を待っているとか、叙勲を目当てでとか、そんなふうなお考えの方が、うちということを申しているわけではありませんが、ほかのところでもそういうこともお聞きしますので、消防団員の団の最高司令官という表現がいいのかどうか分かりませんが、最高の監督者というのは町長でございますよね。団員の規律の話であるとか、ちなみに、この消防団条例、ここにありますが、志操堅固でしたっけ、第2条（2）かな、「志操堅固及び身体強健であつて団員たるに足るものであること」と、このようなことがありますので、町長、団長以下、管理の方々含めて、団員の方々の士気とか、そういったことがそれがれないような体制もしっかりつくってほしい、いくべきではないのかということも申し上げますが、その意見についてはどうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員のおっしゃるとおり、本当に消防団員の方々につきましては、私も頭が下がる思いでございます。士気が下がらないよう、私も一生懸命皆さんに敬意を表しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） では、時間が押してきました。3点目の質問にまいりたいと思いません。

3点目は、町長の政治姿勢・方針、町政運営、これ、よく僕お聞きしますけれど、こういう質問好きなんです。

少し大ざっぱな質問の仕方になりますが、町長として地方公共団体の目的をどのように考え、その達成のための目標はどのようなものを考えていますか。

また、私もそうありますが、住民目線ととか、住民に寄り添いと皆さんがよく言われますが、住民の方々との距離感をどのように考えていますか。広報等の配布文書や町内放送、今は自粛方向ですが各種イベント、さらにはこの議会など、住民の方々とはいろいろなアプローチがあり、これらのことは議会議員である私にとっても、住民の方々との密接な距離感、情報共有等の観点から大変重要な課題と捉えていますので、答弁を求める次第であります。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の3項目、政治姿勢・方針、町政運営についての目的と目標についてお答えいたします。

まず、地方公共団体の目的でございますが、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことであり、その目的を

達成する目標につきましては、やはり町の財政基盤の強化に取り組まなければならないと考えてございます。

そのためには、職員としっかりコミュニケーションを図り、共にサービス向上に真面目に一生懸命取り組むことだと考えてございます。そして、何より町の自主財源を確保するため、ふるさと納税に力を入れていきたいと考えてございます。

政治姿勢は、人それぞれ思いが違うと思っています。もちろん谷議員とも思いは違うでしょうし、何が正解で、何が不正解であるのか、答えはないと思います。

それと、住民の方々との距離感をどのように考えていますかにつきましては、私も住民の一人でございます。住民の皆様とは対等で同じ目線であり、距離感があってはならないと思っています。距離感を感じないように、住民の皆様と触れ合うことが大切で、また、自分から飛び込んでいき、対話することも大事だと常に心がけているところでございます。

また、就任当初から、常におごることなく、真面目に誠心誠意務めてまいりました。コロナ禍の中、なかなか多くの皆様と出会う機会は少なくなりましたが、できるだけ機会を見つけ、サロンやいきいき百歳体操、乳幼児健診や子育てつどいのへやに自分から出向き、参加者とお話をし、町の取組にヒントをいただくこともございます。

私は、住民の皆様信頼されるよう、今後も真面目に真つすぐ取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） じゃ、少しだけ再質問させていただきます。

ふるさと納税のところですが、何もこれに力を入れるなどか、ここは異論があるわけではないですが、何かをするために自主財源が必要なんですよ。目的があって、手段ですよ。自主財源を多くするのが目的じゃないですよ。違いますか。

言葉のそういうことを言っているんじゃない、これだとお金をためることに力を入れますというふうに捉えたので、そうではなくって、住民のためにこれこれこういうことをしたいからお金が必要、自主財源が必要、だからふるさと納税に力を入れるというのが政治姿勢というか、それが順序じゃないんですか。前向きな答弁に対してこの揚げ足を取っているようなことを、そういう意味合いであくまで言っているんじゃないんですよ。これやと、ふるさと納税だけがうまくいけばいいみたいな、それがうがった見方、私の性格が悪いのか分かりませんが、そのように取られかねないので、住民のために使いたい、使うことがたくさんある、だからふるさと納税に力を入れると、そういう理解でよろしいんですかということと、それと、距離感についてです。いろんな手法で、今この議会も、議会は公開が原則というか、公開当たり前なんですけれども、今日も少ない話であります、公開が原則というか、住民の方々の、これを知っていただく、知る機会をあらゆる手段を講じて、そういう機会を増やすのが我々議会、私は私としてするというか、議会人としての私は務めだと感じております。今度は強く申し上げておきます。

町長のお考えも全然ご答弁の中では、そこにはそごがないので、何てことはないんですけども、もう一つ、最初にちょっと前後して申し訳ないんですけども、ふるさと納税の件ですけど、何か具体的に、福祉の増進を図り云々とはありますが、町長、もう2年折り返しを過ぎて、施政方針でも折り返しが過ぎたというふうにおっしゃっていましたけれども、こうしたいとか、何かこんなもんをやりたいとか、住民のためにはこんな方向性がいいのではないとか、何かそういう少し具体的なそういうお考えはないのか。なければないで、それはね、今これ突然降って湧いたような、でも、政治施政方針、町政運営ですので、そのようなお考えがあるのなら、その答弁を求めます。それでお答え願えますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 目的でございますが、やはり私としまして、住民の安心・安全と様々なサービスを提供したい。それは具体的に何かと今聞かれましても、それをちょっと、今こうですということはなかなかお答えしにくいと思いますが、やはりサービス提供というのは不可欠でございます。もうこれからこういうふるさと納税が、これだけ美浜町へ皆さんご寄附くださった、それを何とか活用していきたいというのは私の強い思いでございます。

だから、今後とも、これがあるから今後もやっていけるということが、ちょっと何か夢というか希望が出てきたという思いがございますので、力を入れていきたいということ、今、すごく心に思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） そうですね、具体的なことを聞くのは、事前に通告をする話です。

で、それはそれとして、令和2年度、あれだけの、10億を超えるようなふるさと納税を頂きました。これはもう感謝をしてもしきれないと思います。

ただというか、我々は、議員としてはその内容を分析して冷静に考えるべきなので、例えば、和歌山県全体のそういう協定を結んで、いろんな返礼品のメニューが増えたので、これだけがあったというふうに前議会の答弁あったと思いますが、そうすると、町内でのものがすごく売れてとか、美浜町の特色が出て、それに対してのふるさと納税が多かったとは言い難いと思うんですね。

そうすると、今、町長答弁あったように、今後も、これからもていうその裏づけに少し乏しいというか力が弱いと。当初予算でもかなり絞った、令和2年度よりは予算も計上は多いですが、今まである実績からすると、かなり額は冷静な額を計上はされていると思うんですけど、それにしても大きな金額ですよ、あれ。3億ですか。だから、その辺に関して、そこをもう一回地に足をつけてと言うと上から目線ですけども、そんなふうにして、町の特色、そういうのを返礼品なり、そういうことで、美浜町にふるさと納税がたくさん頂けると。その割合が多くなるような努力をすべきというか、それがしないと継続性というか、もう来年からは元の木阿弥みたいだね、それがやっぱり一番怖いというか寂

しい思いでもありますので、その意見について何か考えるというか、そのようなことはないですか。これ最後にお聞きします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

本当に悲しいかな、美浜町の特色というか特産品がなかなか利用されていないというところでは、私も気持ち的に、ここはどうしていかうかというのはまだ、どこの市町村もやはりこの協定を結ばせていただいて、ほかの地域の特産物でご寄附を頂いたところが多かった。それを皆さんどういう形でこれだけ集めたのかということで、よそのほうからも聞き合わせもごさいます。今これをちょっとやめては、また本当に下がるという思いもありますので、また、しっかりご寄附を頂戴しながら、そこら辺もまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○7番（谷進介君） これで質問を終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時15分です。

午前十時〇一分休憩

—————・—————

午前十時十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番、森本です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、全国的に感染急増していた新型コロナウイルス感染症は、ようやく新規の陽性者数も減少し、2回目の緊急事態宣言も解除されつつあります。しかし、根絶には遠く、第4波の感染の増や変異株の広がりなどの心配や、医療提供体制の脆弱さといった課題があります。感染拡大を防ぐ取組はまだまだ続くと思います。

そんな中で、重症化を防ぐ効果の高い対策として、集団免疫を目指すワクチン接種の取組が日本でも始まりました。報道からは、先行している他国の様子やワクチン接種の効果についての様子が次々と入ってきます。日本での取組状況についても、報道では一定伝わってきますが、不確かでとても安定した情報とはなっていない現状ではないでしょうか。

ワクチン接種は、非常に有効な対策として期待はされています。一方で、安全なものか、副反応はどうか、また、持病を持っているけれども、接種可能なのかなど、様々な心配もされています。

日本の取組は、このように報道で耳にすることはあっても、身近にその様子はなかなか見えません。取組の担当となっている各それぞれの自治体の状況もなかなか見えないところではあります。

住民の皆さんからは、この美浜町での取組について、準備はどうなっているのかとか、いつ始まるのかとか、また安全なのかとか、様々な多くの質問や疑問が寄せられたり、聞くことがあります。先日、文教厚生委員会でも一定の報告はありましたが、なかなか住民には届いていないのではないのでしょうか。

そこで、改めてお伺いします。

1つは、ワクチンとはどのようなもので、どんな効果が期待されているのでしょうか。

2つ目には、美浜町での接種の方法や手段、また対象者とか開始時期等々、どのような計画になっているのですか。

3つ目に、接種の希望者で、移動手手段など様々な事情で接種のできにくい人への配慮はあるのでしょうか。

4つ目に、接種による副反応等で治療が必要となる場合、この治療費等の対応はどのようなになるのでしょうか。

5つ目に、住民への十分な情報提供とか説明が要るのではないのでしょうか。

6つ目に、ワクチン接種に係る質問や疑問を受ける窓口はどうなっているのでしょうか。

7つ目に、接種を受ける、受けない、または受けた、受けなくて差別されたりとか、非難されたりすることが心配されるんですけども、そのようなことについての対策はありますか。

8つ目に、ワクチンについては、新型コロナウイルスへの感染そのものを防ぐ効果は明らかでないと言われていています。また、社会全体での効果が出るのもかなりの時間がかかるのではないのでしょうか。感染不安はやはり続くものと思われれます。現状の日常生活対策や感染拡大を防ぐ取組が引き続き求められるところですけども、町内には老人福祉施設が多くあります。福祉施設に勤める職員への定期的なPCR検査を、その対策として導入してはどうでしょうか。

また、他府県への往来をせざるを得ない住民で、例えばPCR検査を希望する人に検査費の補助をしてはどうか、そのような取組の対策としてやってはどうか、質問をいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の1項目、ワクチン接種とPCR検査についての1項目、ワクチンとはどのようなもので、どんな効果が期待されているのかについてお答えいたします。

一般に、感染症にかかると、原因となる病原体に対する免疫ができます。免疫ができることで、その感染症に再びかかりにくくなったり、かかっても症状が軽くなったりするようになります。この仕組みを利用したのがワクチンになります。病原体そのもの、または病原体を構成する物質などを基に作ったワクチンを接種することで、その病原体に対する免疫ができます。

新型コロナワクチンにつきましては、ファイザー社のワクチンが2月14日に日本で薬

事承認され、既に医療従事者に対して接種が開始されています。接種回数は2回で、21日間隔での接種となります。保管温度はマイナス90度からマイナス60度で、冷蔵庫で解凍した場合は、希釈を5日以内に行うことや、希釈後は室温で6時間などの保存条件がございます。1バイアルの単位は5回分、最少流通単位は195バイアルで975回接種分となっております。

ワクチンに期待される効果には、感染そのものを防ぐ感染予防、感染しても症状が出るのを抑える発症予防、症状が出て重症にならないようにする重症予防、多くの人がウイルスへの抗体を持つことで、社会全体が守られる集団免疫効果があるとされています。

新型コロナワクチンの効果につきましては、95%の有効性で発症予防効果が認められています。

2点目、美浜町での接種方法、手段、対象者、開始時期等、どのような計画になっているかについてお答えいたします。

まず、接種方法につきましては、大きく分けて、特設会場における集団接種と医療機関での個別接種がございます。

日高医師会との協議の結果、日高管内は集団接種と決まりましたので、当町は集団接種で進めてまいります。

接種会場につきましては、美浜町体育センターを含め、町の施設で検討してございます。

対象者は、町の区域内に居住する16歳以上の者で、国の接種順位の考え方にに基づき、まず、高齢者の接種から開始することになってございます。

接種券につきましては、今月下旬発送に向けて準備を進めており、開始時期は、ワクチンの確保ができれば、5月初旬に開始したいと考えてございます。

しかしながら、ワクチンの供給状況により、接種スケジュールが変更となる場合もございます。

3点目、接種希望者で移動手段など様々な事情で接種できにくい人への配慮はあるのかについてでございますが、接種希望者で移動手段等のない方につきましては、接種会場までのバスの運行を計画しており、接種を実施していくに当たり、接種券に同封する形で、接種希望の有無の意向調査に併せて、バス利用の有無等についても確認させていただきたいと考えてございます。

様々な事情で接種できにくい人への配慮ということでございますが、接種会場へ来られない方への対応につきましては、今後、日高医師会及び当町代表医師と協議しながら対応していきたいと考えてございます。

4点目、接種による副反応等で治療が必要となる場合、治療費等の対応はどのようになるのかについては、一般的に予防接種では、一時的な接種部位の腫れ、痛みや発熱などの比較的好く起こる軽度な副反応以外にも、極めてまれであるものの、重度な副反応による健康被害が起こることがあることから、予防接種健康被害救済制度が設けられており、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になった場合、その健康被害が

接種を受けることによるものである認定されたときには、医療費や医療手当などの給付が受けられます。

認定に当たっては、町で受付を行い、国において因果関係を判断する審査が行われます。

5点目、住民への十分な情報提供や説明が必要ではありませんかにつきましては、現在、新型コロナワクチンについては、ホームページや回覧での情報提供を実施しております。当町へのワクチンの供給、接種方法等の詳細が決まり次第、対象となる住民の皆さんへの案内、また広報紙等でお知らせさせていただきます。

6点目、ワクチン接種に係る質問や疑問を受ける窓口はどうなっていますかにつきましては、新型コロナワクチン接種に関する相談は、国、都道府県、市町村及びワクチンメーカー等が、それぞれの役割に応じて対応することとなっております。

厚生労働省では、コロナワクチン施策の在り方等に関する問合せへの対応を既に行っており、県では、医学的な知見が必要となる専門的な相談など、市町村では、対応困難な問合せへの対応を行うとなっております。

町では、接種に係る具体的な手続に関する住民や医療機関からの相談等が想定されております。本町としましては、健康推進課内に2台の専用電話を設置し、相談窓口として開設する準備を進めております。接種券発送時には、相談窓口の案内を同封する予定でございます。

7点目、接種を受ける、受けないで差別されたり、非難されたりすることが心配されます。対策はされますかにつきましては、昨年12月24日に施行されました和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例の定義におきまして、「新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないことについて、これらの事実があることを理由として、その事実の有無にかかわらず誹謗中傷し、若しくはその事実を殊更に摘示することにより不当に名誉を毀損し、又は本人の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表すること」を「誹謗中傷等」の行為であると定めておりまして、ご質問の接種を受けたかどうかで差別や非難されたりすることは、この条例の定義に該当します。

誹謗中傷等に該当する禁止事項としましては、インターネット上に公表することや、発言、落書き、貼り紙など、インターネット以外の方法による誹謗中傷等も禁止事項とされております。

誹謗中傷等を行った者に対しましては、必要な説示を行うとともに、誹謗中傷等を行わないこと、インターネット上から削除することを促し、従わない場合は勧告するものと規定されておりまして、差別や非難されたりすることがないように、対策が講じられております。

町としましては、このような誹謗中傷等を防止するため、広報紙を活用した啓発、ポスターの掲示を行い、違反が認められた場合には県に通報し、県条例の規定に基づき、県と市町村との適切な役割分担を踏まえ、適宜対応する考えであります。もちろん、接種に関

する個人情報につきましては、適正な管理をしていきます。

8点目、福祉施設等に勤める職員への定期的なPCR検査の導入をしませんか。また、PCR検査希望者に検査費を補助してはどうかにつきましては、令和2年9月議会におきましてもお答えさせていただきましたが、PCR検査は、検査時点での感染状況を把握することしかできず、次の検査を受けるまでに感染の機会があれば、検査後に陽性と検出されることも考えられます。クラスターが発生しないように、施設内への感染の持込みに注意していただくことや、各個人の感染防止対策の徹底が大切になると認識しております。

各事業所において、県や各業界から示されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染拡大予防に努めていただければと考えております。

感染多数地域や緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県に対し、国からの要請により、高齢者施設の従事者等の検査について公費負担で実施される場合もございますが、現在、和歌山県は感染拡大の地域でもございませんので、定期的なPCR検査の導入や補助については、今のところ考えてございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 細かい質問をさせていただいて、答えていただきました。

一番気になっていたのは、いろんな人からやっぱり幾つかの質問、声を聞いてきたところであります。既に国のほうもなかなか準備がぱぱっと進んでいないところもあって、町としても大変なご苦勞をなさっているとは思いますが、やっぱり期待されている中での住民への不安に対して応えていくということが非常に大事じゃないかと思って質問をいたしております。

私としたら、このワクチンの検査も非常に大事なことで、できるだけ多くの人に受けていただきたいなどは、僕は思ってるんですけども、そのような状態を踏まえても、やはりこの接種は希望ということにもなっています。それについては、いろんな不安を覚えていることはあるからではないかと思うんですね。そういったところをきちっと判断、できるだけしていただけるようなことについては、やはりきちっとした情報をしっかりとお伝えすることが大事じゃないかなと思うんです。

そういう意味で、先ほど、この知らせることについて、ホームページとか回覧等で行っていますということで回答いただいたんですけども、この町からのホームページで、その情報というのは厚生労働省が出してある形のものだったのかなと思うんですけども、なかなかやっぱりホームページ、そういう開ける環境にないところもあったり、回覧については、実は今日は、今朝来るときに、私、初めて回覧で拝見させていただいたんです。それは厚労省からのホームページに載せられていたものであったかなと思うんですが、それ以外のものが回っているのかどうかということもありましたが、そういったところで、なかなか出されている情報をぱっと捉えることはできないところもあるかと思うんですね。

そういうために、各家庭に確実に届けるような状態の紙媒体とかも提供があつていいの

ではないかなと、そんなことも考えられてはどうかと思うんですけれども、また、非常に重要な大きな事業でもあると思うんですよね。住民の理解を全体に得られてもらうことが大切やと思うんで、こういうふうな機会を1回で終わらずに、何回と出していただくことが必要ではないかと思うんですが、その点について伺いたいと思います、1つ。

それから、2つ目ですけれども、その接種場所に行けない人への配慮というところで、バスを用いてやるとか、それから、それ以上のところでは、今後医師とも相談をしながら対応していきたいということでお答えいただいたんですけれども、その中には、例えば訪問という形で、個人接種ですか、全体では集団接種を取るということで回答あったんですけれども、そういった訪問等も含めた、そういうことも検討していく形であったりするのかな、そのことについて、ちょっとお伺いしたいと。

それから、3つ目なんですけれども、これ、ちょっと質問には直接触れてはなかったんですけれども、やっぱり質問の中には、自分自身が接種を受けても大丈夫なのかと、そういうことを心配されている方もあるようなんです。接種当日にそういった受けれるか受けられないかというふうなことを、判断はその場所でされるのではないかなとは思っていますけれども、事前に自分自身がそういうことに該当するかどうかと、そういう不安を解消できるような相談というんですかね、それができるっていうのは、どこで行えば、相談したらいいのかということをお伺いしたいと。

4つ目に、この感染拡大を防ぐ効果等につながるものとして、または住民の不安を取り除くものとしてね、全国的にもこのPCR検査を利用していくということは随分と広がってきてやと思うんです。確かに感染地域でないということはありませんけれども、この少ない感染状態が収まっているときほど、そういうふうな形を取って、できるだけ早期にそのような感染自体、状況を捉えていくということが、感染拡大を防ぐ一つの大きな方向やというふうに、もう出されていると思うんです。

この定期検査は導入しないとか、検査費を補助しないと回答いただいたんですけれども、やっぱりこの美浜町でも、クラスターではなかったですけれども、町内の施設で勤務する方への感染というのもありました。また、感染そのものは、やっぱりどうしても防ぐというふうに話が、回答の中にありましたけれども、やはりなかなか感染してしまうこともやっぱりあるわけですよね。だから、そのような状況とか、人々が抱えている不安をやっぱり減らしていくという意味で、この段階で、できるだけ感染状況を捉えていく、それが感染拡大を防ぐということになると考えるんですけれども、こんなときに、その人々が考えている不安を減らしたりとか、拡大を防ぐというのが、やっぱり大きな行政での役割やと思うので、このような状況にある中で、やはりその住民に生活の状態をしっかりやっていこうとか、呼びかける対策以外に、別のことで取っていくということをなぜしないのかという、その理由について、ちょっともう一度お伺いしたいというふうに思います。

以上、その4点でお願いしたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の再質問にお答えいたします。

住民の理解が得られるように、啓発等をどうしていくかということですが、まだ詳細がなかなか分かっておらないときでございます。やはり詳細が分かれば、きっちりそうやって住民の皆さんにもお知らせしていきたいと思っております。

それと、訪問等を含めたことをやっていかないのかと、ワクチンを持ち出しとか、そういうこともありますので、今晚ですね、夜、町内のお医者さんにご出席いただいて、接種体制の準備会議を開きます。またそういうことも、皆さんと相談しながら決めていきたいと思っております。

判断は当日できるけれども、そこで相談したらいいのかということ、私もこういう相談いただくんですが、病気を持っておられる方とか、不安に思っている方がおります。そういうときは、まず、行っているかかりつけ医に相談してくださいねということはしております。一番かかりつけ医がそういうことを把握されておると思いますので、一番いいのかなという思いはあります。

住民の不安を取り除くため、収まっているときこそPCR検査の補助とか、大事なのではないかということですが、先ほどお答えさせていただきましたように、検査状況は、もう検査時点のことしかPCRは分かりません。濃厚接触者については、もうPCR検査もちろんしていただきます。それでも、4回目で陽性が出たとか、そういうこともございますので、今はもう、とにかく事前にそれをやっていくという考えはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） なかなかいろんな状況がはっきりしないということで、いろんな計画が立てにくいということでもあります。まあまあ、それも十分理解はするんですけども、しっかりと、しかし情報をできるだけ深めていただいて、伝えていくことが大事かなと思っております。

それで、再々質問ということなんですけれども、やはりPCR検査のいろんな問題点も、今おっしゃられていましたけれども、でも、確かに、全国的にはね、でも定期検査を導入してやっているということがどんどん増えているし、世界的にも、そのことによって全体の拡大を防げるという効果はやっぱり出ているんですよね。

そういったところで、県外へどうしても出なくてはならない人というのは、どうしても不安を抱えている形のことが物すごく大きかったと思うんですよね。

そこで、例えば、今度成人式が5月、日曜日予定されていますけれども、この状況はどうなっていくかと、まだまだ不明のところがあります。その成人式の参加者の方でPCR検査等を希望されている人に、例えば補助等を出してはどうかなと思ったりもするんですけども、それについてどうかと。

それから、いろんな窓口については、庁内では2台の専用電話を作って対応されているということでお聞きをしましたが、直接役場に来られたときに、その相談とか、そのこと

について話聞けたりとか、そういう窓口もあってはいいのではないかなと思うんです。その2点で、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

成人式の参加者の件ですけれども、PCR検査につきましては、帰ってきてすぐに持っ
ていても出ない人、出る人、それもあります。だから、今のところ成人式についても、P
CR検査の補助については考えてございません。

専用電話につきましては、2台設置しております。これからどんどんそれを活用して
いただけたらと思いますが、直接役場に来られた方につきましては、もちろん相談させて
いただくことになっていきますので、それはもう安心して相談に来ていただきたいと思っ
ております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 随分と大変な事柄で、職場の皆さん方も随分とご苦労なさっ
ているという、これからどんどんこのことに関わって、作業量が大変な事業になるか
と思うんですけれども、そんなところも含めていただいて、住民への理解を進めて
いただけたらなと思っています。

次の質問に移ります。

緊急通報システムに救急医療情報の扱いを加えることについてということで質問を
いたします。

独り住まいの方の生活支援として、町には緊急通報システムが導入されています。
時間を問わず、健康上等緊急な事態が生じたときに、電話回線をつないで支援機
関に連絡をつけられる手段になっています。非常に安心を高める取組として扱
われているんじゃないでしょうか。

今、三尾地区では、個人の健康や医療や使用中のお薬の情報、また家族等
連絡先情報などを記したものを一まとめにして、支援者に分かりやすいところ
に設置する取組があります。安心が高まっていいよというふうな声も
お聞きします。

治療等には、できるだけ早く対応をできることが重要で、救急隊の方
とか支援員の方が到着してからの対応は、このことは随分スムーズに行
われるようなこととなります。

そのような医療情報等の準備は、優れた取組として、他地区の住民
の方から、私たちも欲しいよとか、町内に広げたらどうかという声
が出ていました。

町長の施政方針演説に、救急医療情報キットの配布を実施とあり
ましたが、そこで伺いたいですけれども、この救急医療情報キットとは
どのようなもので、配布対象はどのようにされているのでしょうか。
また、どのように普及を図っていくのかお聞きします。

2つ目に、現在実施されている緊急通報システム、これの配置状況
というかな、それについてはどうなっているのでしょうか。お願い
いたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2項目、緊急通報システムに救急医療情報の扱いを加えることについて、1点目、「救急医療情報キット」とはどのようなものか、その配布対象は、またどのように普及するかについてお答えいたします。

議員もおっしゃるように、救急隊が到着してからの対応がスムーズに行われるようにする医療情報等を準備しておくためのもので、「救急医療情報キット」と目立つように表示したA5サイズのひもつきのメッシュケースに、氏名、生年月日、血液型等の基本情報、かかりつけ医、かかっている病名、アレルギーの有無等の医療情報や緊急連絡先を記入した救急医療情報シートを入れて、冷蔵庫の外にマグネット等で常時装着しておきます。

また、緊急時に救急隊が救急医療情報キットがあることが分かるように、玄関の内側と冷蔵庫に貼る表示用ステッカーも配布いたします。

配布対象者は65歳以上で、独り暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯の方で、配布を希望される方に申請していただき、無料配布いたします。100名程度に配布することを予定しています。

配布時には、救急医療情報シートへの記入や設置方法等、詳細な説明も必要なので、包括支援センター職員が訪問して説明することも想定しています。

また、広報での周知や、対象となる高齢者によく関わっていただく機会があることから、ケアマネジャーや民生委員の方々にも制度を説明し、周知いたします。

事業実施に至るまでには、日高広域消防や病院関係者の意見も参考にして、在宅医療介護連携推進事業として、日高在宅医療サポートセンターと1市5町で協議し、日高管内で共通した内容の救急医療情報シートや利用方法としています。

配布した方の情報は台帳で管理し、利用者には1年ごとに情報の更新をしていただくこととなっております。

2点目、緊急通報システム配置状況はどうなっているかのご質問ですが、2月末現在で52名の方が利用されています。今年度は9名の方が新たに設置されました。

この対象となる方は、65歳以上で独り暮らしの高齢者や重度身体障害者の方で、設置されている方の多くは、ケアマネジャーや民生委員の方からの情報によるものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、説明を伺いましたところ、私がお聞きしているほぼ内容のものとして捉えられましたが、非常に支援をするいいことではないかなと思うんですけれども、この既に行われている緊急通報システムの方にも、この新しいキットというんですか、この形のを、利用者へも利用推進はされていくのかということと、それから、もう一つは、独り暮らしの方ばかりではなくて、このシステムというのは、例えば移動困難な方がいる家庭であれば、広い範囲で生かすことができると思うんですよね。独り時間にその

方が、昼間、家人が外に出ているときが多くて、独りになる状態の方がおられるというふうな家庭、または、子どもさんたちばかりになってしまうという家庭でも、いざというときには非常に活躍するのではないかなと思うんですが、そういったことで、今のこの予定している範囲もね、さらに広げる形でもいいのではないかなと思うんですが、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 緊急通報システムの方にもこのキットを配布するのかどうかということでございますが、同じ条件の下でございますので、その条件の下でしたら対象者となりますので、配布はしていく方向です。

それと、範囲を広げたらどうかということでございますが、今、1市5町で進めているところでございます。また、そこら辺も皆さんと相談しながら、まずは、この予定している100名、それで、また不足があれば、また補正でとか、そういうことも考えられると思いますので、そこら辺は、まず100名ということで進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今のところ、取りあえずこの形のシステムで、数ということで、あれなんですけれども、全体の広い範囲で、1市5町でということで、共通してやっていく、それが大事じゃないかなということでありました。そういうふうに広域の中でのことにつながっていくと思うので、確かにそうかなと思うんですけれども、ぜひとも、できるだけ広げるような形で、さらに検討していただいたらなということを希望して、質問を終わりたいと思います。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十時五十六分散会

再開は、17日水曜日午前9時です。

お疲れさまでした。